

## 2024年度後期授業料免除継続・変更申請書類チェックシート

学生番号： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

申請基準日4月1日の前期授業料免除申請後の経済状況確認のため、□に✓チェックをつけてください。

全員が必ず提出する書類

- 本チェックシート
- 様式1-2：後期分授業料免除継続申請書 または 様式1-3：後期分授業料免除変更申請書
- 2024年度（2023年分）所得・課税証明書

例：本人，母，祖父，妹（学生），弟（5歳）で申請する場合は本人，母，祖父の分が必要

- ①所得税・住民税の課税額（所得割・均等割）について記載された証明書である必要があります。
- ②申請者本人は必ず提出が必要です。
- ③小学校就学前の方，就学者（本人及び配偶者を除く）の提出は不要です。
- ④就学者であっても，定職収入がある方の提出は必要です。（アルバイト収入である方は不要）

- 修学支援制度申請状況確認票（学部学生のみ）

経済状況について

(1) 家族構成（生計を一にする家族）に人数変更等がありましたか？

 いいえ  はい → 変更のある人物及び変更内容（ \_\_\_\_\_ ）

※授業料免除のしおり P8 を参考に，変更事項に応じて書類をご準備下さい。

(2) 就職または転職した方はいますか？

 いない  いる → 様式4：給与支払（予定）証明書

(3) 開業・転業した方はいますか？

 いない  いる → 様式5：給与以外の所得見込みに関する申立書

(5) 年金を受給することとなった方，または金額が変更（増額・減額・停止）となった方はいますか？（国民年金，遺族年金，障がい年金，個人年金，企業年金等）

 いない  いる → 年金振込通知書(写) もしくは 年金額改定通知書(写) ※最新のもの

個人年金の場合は，年金支払額等を証明できる書類を提出してください。

(6) 無職となった方（15歳以上65歳未満）はいますか？ ※申請者含む就学者や予備校在学者は不要

 いない  いる → 様式10：無職の申立書

(7) 退職した方はいますか？

 いない  いる → 様式6：退職金等に関する証明書

(8) 雇用保険を受給することとなった方はいますか？

 いない  いる → 雇用保険受給資格者証(写) ※全ページ

(9) 傷病手当金を受給することとなった方はいますか？

 いない  いる → 傷病手当金支給決定通知書(写) 最新のもの

裏面に続く

(10) 育児休業給付金を受給することとなった方、または受給が終了した方はいますか？

いない いる → (受給開始) 育児休業給付金支給決定通知書 (写)  
(受給終了) 様式4: 給与支払(予定)証明書

(11) 臨時的な所得を受給することとなった方はいますか？

いない いる → 保険金・・保険金支払証明書 / 資産譲渡や山林所得・・所得金額のわかる書類

※前期申請時に退職金や上記の臨時的な所得を含めた方は後期申請時には変更申請となります。

(提出に必要な書類はありませんが、様式1-3、様式2-1、様式2-2の提出が必要となります。)

#### 就学者に関する書類

(1) 家族に高等学校の在学者となった方はいますか？

いない いる → 2024年度の在学証明書

(2) 家族に大学・高等専門学校・専修学校の在学者となった方はいますか？

いない いる → ①2024年度の在学証明書 及び  
②様式8: 授業料免除状況等証明書

(3) 家族に予備校生の在学者となった方はいますか？

いない いる → 2024年度の在学証明書

(4) 申請者本人が日本学生支援機構以外の奨学金を受けることになりましたか？

いいえ はい → 様式3: 奨学金受給状況確認書  
採用通知書や奨学生証等の期間と金額、貸与・給付の別が記載されている書類(写)

(5) ※日本学生支援機構給付型奨学金受給者のみチェック

給付奨学金の後期10月からの受給額が前期の受給額と比べ変更となりますか？

(支援区分の見直し処理が完了している場合は、カネネット・ツクルより9月上旬から確認できる予定です。)

いいえ はい → 様式3: 奨学金受給状況確認書 (申請書は継続ではなく、変更申請となります)

#### 特別控除に関する書類

(1) 申請者本人を含み家族に障がい者となった方はいますか？

いない いる → 身体障害者手帳(写) もしくは療育手帳(写)、精神障害者保健福祉手帳(写)

#### 特別控除に関する書類2

(2) 母子・父子世帯となりましたか？

いいえ はい → ①様式9: 世帯状況等申立書  
②離別年月が確認できる戸籍謄本  
③児童扶養手当証書(写) もしくは児童扶養手当決定通知書(写)  
最新のものをご提出ください。③については該当者のみ提出が必要です。

経済状況等に変更がある場合は、様式1-3、様式2-1、様式2-2及び変更事項に応じた書類をご提出ください。

また、申請基準日が10月1日であることから、継続・変更申請書の右上の日付は10月1日となります